地域	キューバ
日付	2022年10月25日
法律事務所	Specialized Law Office (BES)
役職名、氏名	Tamara Gonzalez Martin. Lawyer/Deputy Director
連絡先	tamara.gonzalez@bes.onbc.cu

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

i. あなたの国には、現在または近い将来の予定として**民間分野**における個人情報保護に 関する一般法はありますか。

個人情報の保護に関する法律第 149 号は、個人情報の保護に関する一般的な法律であり、最近公布された未施行の法律です。また、電子形式の個人データのセキュリティと 保護に関する規則も存在します。

同法第 2 条に従い、自然人は自らのデータに関して、また法人および自然人はその実行する個人データの処理に関して、同法の適用を受けることになります。同法第 11 条によれば、個人データの処理を行う者は、同法に定める例外の場合を除き、データ所有者の同意を得なければなりません。

ii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として<u>公的分野</u>における個人情報保護に 関する一般法はありますか。

上記 i.と同様です。

公的分野については、情報保護及びセキュリティに関する政令 199/1999 も、「公的情報」 を規制しています。企業やその他の自然人・法人が保有する機密性の高い公的情報は すべて保護されなければならず、関係する当局によってアクセスが制限されます。

iii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として<u>個別の(特定の)分野に適用のある</u> 個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要をご教示ください。) 個人情報の保護に関する法律第 149 号は、個人情報の保護に関する一般的な法律で す。

マネーロンダリング、テロ資金調達、武器の拡散及び不正資本の移動の防止のための業務の防止及び探知に関する法令317/2013によれば、同法令第2条第1項並びに第4条第1項及び第2項において、マネーロンダリング、テロ資金調達、武器の拡散及び不正資本の移動の防止における規制対象となる団体が定められています。同法令第3条1項2号によれば、これらの対象団体は、マネーロンダリング、テロリズムへの資金

提供、武器の拡散、その他同様の深刻な事象に関する疑わしい業務を報告し、キューバ中央銀行金融業務調査総局が要求する情報を提供する義務を負っています。

そうであるにもかかわらず、同法令では、報告対象は、対応する管轄当局の要請がない 限り、金融業務調査総局に送付された疑義のある取引報告書または関連情報の交付 を明らかにしてはならないと定めています。同法第4条第1項第2号によれば、この規 律に従わない場合、然るべき行政上、規律上及び刑事上の措置がとられることになりま す。

電気通信及び情報通信技術についての公共サービスの実施者及び提供者に対しては、 電子形式の個人データのセキュリティ及び保護に関する規則(決議 58/2022)が適用されます。同決議に従って、これらの者は、サービスの提供の一部として、個人データのセキュリティ及び保護を保証し、電子形式の個人データの機密性と完全性を維持し、不正なアクセス、変更又は移転を防止しなければなりません。

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

Ⅱ. 個人情報保護に関する規制の基本情報

i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称:個人情報の保護に関する法律第 149 号

① 「個人情報」の定義	自然人に関し、その身元を識別するまたは識別できる情報
	を指します。
② 法の適用範囲	自然人に対しては、自らのデータに関して、法人及び自然
	人に対しては、その実行する個人データの処理に関して、
	同法が適用されます。
	性別、年齡、画像、声、性別、身元、性同一性、性的指向、
	肌の色、民族性、国籍および領土的出自、移住条件およ
	び分類、障害の状態、宗教的信念、所属政治団体、婚姻
	に関する地位、住所、医療または健康データ、経済財政、
	学術および訓練、職業及び雇用、司法および行政に関す
	る個人データ並びに記録、ファイル、アーカイブ、データベ
	ースから編集された特定の個人の識別につながる可能性
	のあるこれらのデータに関連する情報
③ 地理的範囲	キューバ
④ URL	https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/goc-
	2022-o90_0.pdf
│⑤ <u>施行</u> 日	Published in the Official Gazette on August 25, 2022.
	It will enter into force one hundred and eighty (180) days
	after its publication.
	2022 年 8 月 25 日に、公報において公布されました。公布
	の 180 日後に施行されます。

名称: 情報保護及びセキュリティに関する政令 199/1999

① 「個人情報」の定義	該当なし ただし、この法律の第5条では、「公的情報」を規制しています。この「公的情報」は、国の領域内の組織、機関、団体、その他の自然人または法人、または海外におけるキューバの代表者が保有する情報のうち、直接的または間接
	的に、国の活動を反映するデータまたは知識を提供することができるもの、または国によって認められたもので、かつ、視覚、聴覚、または触覚によって知覚できる方法によって知ることができるものをいいます(同法5条)。
② 法の適用範囲	公的情報のセキュリティ及び保護
③ 地理的範囲	キューバ この法律は、第5条で、海外に所在するキューバを代表す る者によって保持されている公的情報も保護します。
④ URL	https://www.gacetaoficial.gob.cu/es/gaceta-oficial- no078-ordinaria-de-1999
⑤ 施行 日	1999 年 12 月 2 日の公布から 180 日後に施行されます。

名称:マネーロンダリング、テロ資金調達、武器の拡散及び不正資本の移動の防止のための 業務の防止及び探知に関する法令 317/2013

1	「個人情報」の定義	該当なし
2	法の適用範囲	金融業務調査総局に送付された疑義のある取引報告書ま
		たは関連情報の交付(第4条第1項)
3	地理的範囲	キューバ
4	URL	https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/go_x _008_2014.pdf
⑤	<u>施行</u> 日	2013年12月7日(2018年9月14日に改正)

名称: 電子形式の個人データの安全性及び保護に関する規則(決議 58/2022)

① 「個人情報」の定義	該当なし
② 法の適用範囲	― 電気通信及び情報通信技術についての公共サービス
	の実施者及び提供者
	― 電子形式の個人データのセキュリティ及び保護の要件
	<i>(第 1 条)</i>
③ 地理的範囲	キューバ
4 URL	https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/goc-
	2022-o90_0.pdf
⑤ <u>施行</u> 日	2022年8月25日の公布の180日後に施行されます。

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

III. OECD プライバシー原則

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を具体化した法の条文があればご教示下さい。
https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheprotectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm

(a) 収集制限の原則

この原則は、個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ 公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で 収集すべきであることを意味します。

特定の個人を識別することにつながる情報の収集と保存は、必要な目的に関連し、かつ厳密に必要なものに限定されなければならず、特定の、合法的かつ明確な目的に適合する形で、当該目的に応じた的確な範囲に限って行われるものとします。 (個人情報の保護に関する法律第 149 号第 10 条 a。以下同じ)

(b) データ内容の原則

この原則は、個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の 達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきであることを意味し ます。

取得、保存、処理される個人データは、真実、正確、完全、正確、最新かつ、所有者自身によって提供されるものであり、また、不正または詐欺的な手段を用いずに取得されなければならず、データ保有者がその修正、変更、更新、取消しの必要性を表明し証明するまで、そのように維持されなければなりません。(第 10 条 b)

(c) 目的明確化の原則

この原則は、個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、 当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的で の利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあたっ ては毎回その利用目的を特定すべきであることを意味します。

個人データの取得、保存及びあらゆる性質の技術的処理の具体的な目的は、あらかじめデータ所有者に正確に、理解しやすく、適切な方法で開示されなければなりません。(第 $10 \mbox{\ensuremath{$\kappa$}} c$)

(d) 利用制限の原則

この原則は、個人データは、以下の場合を除き、(c)目的明確化の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではないことを意味します。

- i) データ主体の同意がある場合
- ii) 法令に基づく場合

取得、保存、処理された個人データは、その所有者に報告された特定の合法な目的、および自然人または法人、もしくはその許可を受けたその他の団体によっての

み使用することができます。(第 10 条 d)

(e) 安全保護の原則

この原則は、個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、毀損、不正利用、改ざ ん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきであることを 意味します。

個人データを含むファイルに責任を負う自然人または法人は、そのセキュリティを 保護し、対応する技術的、管理的、物質的または物理的措置により、本人または必 要に応じて権限を与えられた人員のみが、確立された手続によりアクセスするまた はその処理を実行することを保証する義務を負います。(第 10 条 f)

(f) 公開の原則

この原則は、個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきであり、その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきであることを意味します。

個人データファイルの責任者および担当者は、その所有者に対して、当該ファイルの検証、修正、更新、取消しまたは妨害を目的としたアクセス権の行使を保証します。また、当該ファイルは、管轄当局による検査または検討に適したものでなければなりません。(第 10 条 g)

(g) 個人参加の原則

この原則は、個人が次の権利を有することを意味します。

- i) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ 管理者又はその他の者から確認を得ること。
- ii) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、

合理的な期間内に、

必要がある場合は、過度にならない費用で、

合理的な方法で、かつ、

本人が認識しやすい方法で自己に知らしめられること。

- iii) 上記 i) 及び ii) の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及び そのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
- iv) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。

個人データは、その所有者の同一性、プライバシー、名誉、肖像と声に対する権利を尊重することの表現として、その所有者の個人の参加によってのみ取得すること

ができます。(第 10 条 h)

(h) 責任の原則

この原則は、データ管理者が、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有することを意味します。

記録、ファイル、アーカイブ、データベース内の個人データの取得、保存、処理を担当する自然人または法人は、当該データの所有者に通知された目的のために、その安全性を保証した上で合法的に使用する責任を負います。(第 10 条 i)

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要をご教示下さい。
 - (a) 収集制限の原則
 - (b) データ内容の原則
 - (c) 目的明確化の原則
 - (d) 利用制限の原則
 - (e) 安全保護措置の原則
 - (f) 公開の原則
 - (g) 個人参加の原則
 - (h) 責任の原則

上記に加え、以下の原則を定めています。

- 正当性の原則

団体、機関、事業体、自然人または法人は、かかる目的のために有効な法令の規制のもとで、その機能または実施する活動に従って、有効なファイルを作成する権限を有する場合にのみ、個人データを取得、保存、処理する権利を有します。(第 10 条 e)

- 合法性の原則

個人データの所有および処理は、合法的な目的のためにのみ行われます。記録、ファイル、アーカイブおよびデータベースの責任者は、その行為において、対応する規制条項の規定に従わなければなりません。(第 10 条 j)

- 情報の機密性の原則

データ、ファイル、アーカイブ、データベースに提供された個人データは機密であり、所有者または正当な利益を証明する人物によってのみアクセスすることができます。(第10条k)

-同意の原則

個人データの保有者は、個人データの処理について、自由、明確、具体的、かつ十分な情報を与えられた上で、同意の目的を明示した上で、自らの意思を表明しなければなりません。(第 10 条 L)

Ⅳ. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的ガバメントアクセス(例:捜査目的で当局が個人データにアクセスする際の制限)やデータローカライゼーション(例:サーバやデータの国内設置及び保管を養務付ける規制)のような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

同法は、集団安全保障、一般的な福利、公序良俗の尊重、憲法、法律に関連する個人情報保護の権利の前提/制限を定めています。

マネーロンダリング、テロ資金調達、武器の拡散及び不正資本の移動の防止のための業務の防止及び探知に関する法令 317/2013 によれば、同法令第 2 条第 1 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項において、マネーロンダリング、テロ資金調達、武器の拡散及び不正資本の移動の防止における規制対象となる団体が定められています。同法令第 3 条 1 項 2 号によれば、これらの対象団体は、マネーロンダリング、テロリズムへの資金提供、武器の拡散、その他同様の深刻な事象に関する疑わしい業務を報告し、キューバ中央銀行金融業務調査総局が要求する情報を提供する義務を負っています。

そうであるにもかかわらず、同法令では、報告対象は、対応する管轄当局の要請がない限り、 金融業務調査総局に送付された疑義のある取引報告書または関連情報の交付を明らかに してはならないと定めています。同法第4条第1項第2号によれば、この規律に従わない場 合、然るべき行政上、規律上及び刑事上の措置がとられることになります。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

現状、個人情報保護法で定められているように、法務省が当該規則の規定の遵守を管理する責任を負っています。

法令 317/2013 に関連して、金融業務調査総局は、不正なマネーロンダリング活動によって、 資産を合法化する手段として、キューバの銀行・金融システムの使用がなされることを管理・ 防止することを、国家の中央機関として担当し、キューバ中央銀行総裁に直接報告するもの とします。